

平成 2 5 年度入札制度改正

小松市行政管理部管財課
(平成 2 5 年 7 月 1 日改正)

1. 一般競争入札に関する改正

(1) [「小松市条件付き一般競争入札実施要領」](#) 第 2 条 (対象工事) を改正しました。

改 正 前	改 正 後
(対象工事) 第 2 条 条件付き一般競争入札の対象となる工事は、発注予定金額が <u>1 千 5 百万円</u> 以上の工事とする。	(対象工事) 第 2 条 条件付き一般競争入札の対象となる工事は、発注予定金額が <u>1 千万円</u> 以上の工事とする。

(2) [「低入札価格調査制度実施要領」](#) 第 2 条 (対象工事) を改正しました。

改 正 前	改 正 後
(対象工事) 第 2 条 低入札価格調査制度の対象は、発注予定金額が <u>1 千 5 百万円</u> 以上の建設工事に係る入札とする。	(対象工事) 第 2 条 低入札価格調査制度の対象は、発注予定金額が <u>1 千万円</u> 以上の建設工事に係る入札とする。

2. 指名基準に関する改正

(1) [「小松市における工事等契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名基準取扱要綱」](#)

第 1 1 条別表第 3 1 工事別入札参加資格に対する発注予定金額の範囲 (土木一式工事、設備工事) の [備考] 欄を改正しました。

- 土木一式工事 別紙 1 のとおり
- 設備工事 別紙 2 のとおり

(2) [「小松市における工事等契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名基準取扱要綱」](#)

第 1 2 条別表第 4 選定事項の運用基準を改正しました。

- 別紙 3 のとおり

3. 競争入札参加資格に関する改正

[「市内・準市内業者認定基準要領」](#)を制定しました。

【概要】

競争入札参加資格を公平かつ公正に処理するため、市内業者及び準市内業者として認定するにあたり、必要な要件を定めました。

- 市内業者及び準市内業者の定義
- (1)事務所の形態、(2)営業活動の実態、(3)人的配置の状況、(4)その他必要な事項の営業所認定要件
- [『市内営業所登録申請書』](#)及び[『申請書に関する誓約書』](#)の提出の義務づけ
- 訪問調査に関する事項

4. 入札契約等に係る情報の公表に関する改正

[「小松市入札契約等に係る情報の公表に関する要綱」](#)を改正しました。

- 指名業者名の公表の時期を「指名競争入札執行通知時又は見積書徴収通知時」から、「落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額決定後」に改正し、事後公表としました。

5. 前払金制度に関する改正

(1) [「小松市公共工事の前金払取扱要綱」](#)を制定しました。

- 公共工事の中間前金払の取扱いを含めた前金払取扱要綱を新設しました。
- 2年度以上にわたる契約における前金払は、特約に基づく各年度ごとの支払限度額に应ずる出来高予定額に対して規定の割合の金額を請求することができます。
- 前金払の請求は、契約締結日から30日以内としました。
- 5,000万円の前払金限度額を廃止しました。

※平成25年7月1日以後の公告及び指名通知文について適用します。

(2) 「小松市公共工事の中間前金払取扱要綱」は廃止します。

小松市における工事等契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名基準取扱要綱

『新旧対照表』

【旧】

別表第3（第11条関係）

1 工事別入札参加資格に対する発注予定金額の範囲

土 木 一 式 工 事	格 付	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額
	A	850点以上	3,000万円以上
	B	710点以上、850点未満	1,500万円以上、3,000万円未満
	C	590点以上、710点未満	500万円以上、1,500万円未満
	D	590点未満	500万円未満

[備考] ①ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

②発注予定金額が500万円以上、**1千500万円未満**の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所の所在地と同一小学校下の場合に限り指名できるものとする。

③発注予定金額が500万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所及び代表者自宅が同一町内の場合に限り指名できるものとする。

④小松市と除雪契約締結業者は、各年度契約始期から1年間、対象町内の発注工事に指名できるものとする。ただし、Aランク業者は500万円未満の工事に適用しない（③を除く）。



【新】

別表第3（第11条関係）

1 工事別入札参加資格に対する発注予定金額の範囲

土 木 一 式 工 事	格 付	総 合 点 数	発 注 予 定 金 額
	A	850点以上	3,000万円以上
	B	710点以上、850点未満	1,500万円以上、3,000万円未満
	C	590点以上、710点未満	500万円以上、1,500万円未満
	D	590点未満	500万円未満

[備考] ①ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

②発注予定金額が500万円以上、**1千万円未満**の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所の所在地と同一小学校下の場合に限り指名できるものとする。

③発注予定金額が500万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所及び代表者自宅が同一町内の場合に限り指名できるものとする。

④小松市と除雪契約締結業者は、各年度契約始期から1年間、対象町内の発注工事に指名できるものとする。ただし、Aランク業者は500万円未満の工事に適用しない（③を除く）。

【旧】

設備工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	770点以上	1,500万円以上
	B	680点以上、770点未満	800万円以上、1,500万円未満
	C	610点以上、680点未満	300万円以上、800万円未満
	D	610点未満	300万円未満

【備考】①ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

②発注予定金額が8百万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所の所在地と同一町内の場合に限り指名できるものとする。

③上記①②は管工事について適用することとし、他の業種については上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。



【新】

設備工事	格付	総合点数	発注予定金額
	A	770点以上	1,500万円以上
	B	680点以上、770点未満	800万円以上、1,500万円未満
	C	610点以上、680点未満	300万円以上、800万円未満
	D	610点未満	300万円未満

【備考】①ただし、上位又は直近下位の級に属する業者を選定できるものとする。

②管工事については、次のとおり業者を選定できるものとする。

ア 発注予定金額が3百万円以上8百万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所の所在地と同一小学校下の場合に限り指名できるものとする。

イ 発注予定金額が3百万円未満の工事に対するAランク業者の指名は、当該工事箇所が事業所の所在地と同一町内の場合に限り指名できるものとする。

選定事項の運用基準

選定事項	運用基準
1 不誠実な行為の有無その他 信用状態	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。</p> <p>①小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領に基づく指名停止期間中であるとき。</p> <p>②小松市の事務事業等における暴力団排除に関する要綱に基づく排除措置対象者で、請負者として不適当であると認められるとき。</p> <p>③手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められるとき。</p>
2 工事の成績	<p>①工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>②優良工事の表彰等を受けていること等、工事の成績が特に優良である場合は十分尊重するものとする。</p>
3 工事施工能力	完成工事高、有資格技術職員数を勘案するものとする。
4 技術的適性	<p>次の事項に該当する場合は、技術的適性を評価するものとする。</p> <p>①当該工事と同種工事について相当の施工実績がある。</p> <p>②当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められる。</p> <p>③当該工事が下記の内容である。</p> <p>ア. 新工法を採用した工事</p> <p>イ. 施工条件が厳しい工事</p> <p>ウ. 第三者に対する影響が大きい工事</p> <p>エ. トンネル・橋梁などの重要構造物工事</p>
5 地域条件	<p>①当該工事箇所の地域性を十分配慮し、工事規模と業者の格付けの関係及び事業所所在地の関係において、次の順序を優先して選定する。</p> <p>ア. 発注予定金額の格付けに属する業者（上位及び直近下位の級を含む）で、当該工事箇所と同一小学校下内に所在する業者</p> <p>イ. 発注予定金額の格付けに属する業者（上位及び直近下位の級を含む）で、当該工事箇所と同一中学校下内に所在する業者</p> <p>ウ. 発注予定金額の格付けに属する業者（上位及び直近下位の級を含む）で、当該工事箇所の中学校下に隣接する小学校下内に所在する業者</p> <p>エ. ア、イ、ウの順で、かつ、指名業者数に不足のときは、近接度を勘案し発注予定金額の級に属する業者</p>
6 地域貢献度	<p>①小松市との除雪契約業者に対しては、契約地域に係る土木一式工事等にあたり、十分配慮するものとする。</p> <p>②小松市との水道施設保安修繕契約業者に対しては、水道施設の管工事にあたり、十分配慮するものとする。</p>

7 同種同一工区工事	<p>①同種同一工区（同一分区を含む。）の分割発注工事において、落札した業者は同一年度内において以降に発注される同種同一工区（同一分区を含む。）の工事に指名しないものとする。ただし、梯川処理区については安宅、梯、平面、荒屋の4分区を、川辺、国府の2分区を同一工区とみなす。また管工事のうち、支障水道管布設替工事も同様とする。</p> <p>②その他の管工事については、同一町内会の区域内での工事中の業者に対する指名はしないものとする。ただし、安宅町、今江町、向本折町の場合は丁目等に区分するものとする。</p>
8 軽微な工事	<p>請負金額がともに500万円未満の工事（前項該当工事を除く。）に限り、現場代理人及び主任技術者等の選任上、2つの工事を1工事現場とみなした運用ができるものとして、地域性の高い軽微な工事の受注機会に配慮する。</p>